

提 案 書

K経企発 第13号

平成21年2月9日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-0047

(ふりがな) おおさかし きたくにしていんま 5ちようめ14ばん10ごう

住 所 大阪市北区西天満5丁目14番10号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けいおぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

とりしまりやくしゃちょう たなべ ただお

取締役社長 田邊 忠夫

連 絡 先 経営戦略グループ

TEL

FAX

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

検討項目		具体的内容
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	(2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1) 例示として挙げられているとおり、水平的な市場および垂直的な市場それぞれへの影響に着目し、多角的な視点で検討することが必要と考えます。
		<p>2) 現行の固定通信におけるドミナント規制の規制対象や規制内容は、公正競争環境を確保するための最低限の枠組みとして不可欠であるため、まずはベースとして維持すべきであります。</p> <p>そのうえで、市場環境の変化を踏まえ、複数市場に跨る市場支配力の認定方法や共同的な市場支配力の濫用を防止するための新たな規制の枠組みを構築することが適当と考えます。</p> <p>また、見直すべき事項としましては、特に次の事項に関して、競争セーフガード制度の運用においても問題提起されているように、早期の実現が必要と考えます。</p> <p>① 実質的な規制逃れが懸念される子会社や代理店・アウトソーシング会社等を通じたドミナント事業者による事業活動への各種規制の適用</p> <p>② 特定関係事業者制度を含め、ドミナント事業者に適用される禁止行為規制のさらなる強化</p> <p>なお、固定通信における接続ルールに関しては、自ら設備を構築して競争している事業者が既に多く存在している現状を考慮して、これまで同様に設備競争に与える影響に十分留意したものとすることが必要であると考えます。</p>

以上